



地域の格差 就学援助にも = 就学援助制度の実態調査 = ~文部科学省~

文部科学省は、平成 21 年度の就学援助に関する調査結果を公表した。

就学援助制度とは、生活に困窮し健全な家庭環境の中で子供を養育することが困難な要保護者と、それに準じる準要保護者に対し、市町村が学用品費や通学費、給食費等を支援する制度である。要保護者の援助には国が費用の 2 分の 1 を補助し、準要保護者には各市町村が地方交付税措置を受けて独自に取り組んでいる。

今回の文部科学省の実態調査は、平成 21 年 11 月に市区町村教育委員会と事務組合の 1,818 教育委員会を対象に実施した。平成 21 年度における準要保護の基準の変更状況については、下のような結果となっている。

平成21年度における準要保護の基準の変更状況

変更内容 変更理由	1. 引き 上げ	2. 引き 上げ、援 助額増	3. 援助 額増	4. 引き 下げ	5. 引き 下げ、援 助額減	6. 援助 額減	7. 引き 上げ、引 き下げ	計
他市町村との比較	8	3	1	6	1	3		22
財政上			2	2	2	16	2	24
市町村合併		1		2				3
公平性、適正化	3	1	3	5	1	3	3	19
基準の明確化	5	1	2	6		2	2	18
他制度との比較等	5		3					8
他制度等の変更等	1	1	4		1	1	2	10
その他(※)	5	2	54			11	4	76
計	27	9	69	21	5	36	13	180

(出典:「就学援助に関する調査結果について」文部科学省児童生徒課)

ポイント

準要保護の認定基準を緩和したのは、36 団体。そのうち、9 団体が援助額も増額した。

準要保護の認定基準を厳しくしたのは、26 団体。そのうち、5 団体が援助額も減額とした。

- 1. 引き上げ : 所得基準が引き上げられる等、認定の基準が緩和されたもの
- 2. 引き上げ・援助額増 : 1に加えて援助額が増となったもの
- 3. 援助額増 : 認定基準の変更はないが、援助額が増となったもの
- 4. 引き下げ : 所得基準が引き下げられる等、認定の基準が厳しくなったもの
- 5. 引き下げ・援助額減 : 4に加えて援助額が減となったもの
- 6. 援助額減 : 認定基準の変更はないが援助額が減となったもの
- 7. 引き上げ・引き下げ : 一部が引き下げや援助額減、一部が引き上げや援助額増となったもの

生活に困窮し援助を必要とする保護者が年々増加している中、各自治体における援助に格差が広がっていることが明らかになった。長引く不況の中、厳しい家庭環境におかれた子供たちへの影響を見過ごすことはできない。全日教連は、子供たちがどの地域に生まれ育っても同じ環境で学べるよう、国として、補助金を充実させる等の策を講じ、こうした地域間の格差の是正に努めるよう求めていく。